

# 一般質問答弁要旨 (令和 4 年 9 月 第 3 回定例会)

質問者 伊藤富志夫 議員

## (質問要旨)

### ○ 災害公営住宅で起きた問題について

(1) 8 月 31 日の臨時議会で、災害公営住宅で（新町・本郷地区）の床下浸水の応急措置については対応が取られたが、春先の雪解け水や今回の大雨の水問題について、抜本的な対策が求められるが、現段階ではどんな抜本的対策を考えているのか

(2) コンクリート平板舗装部分への凍上抑制改修工事について、住民から仕様書通りにやっていないという指摘に対し、業者も町側も「ちゃんとやっている」とすれ違いの中、一部掘起こして調査して不備が判明したにもかかわらず、再工事が十分になっていない。

① 何故こういう事態が生まれるのか。

② 住民を含め、第 3 者のチェック機関が求められるのではないか。

## (答弁要旨)

(1) 災害公営住宅は、北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針に基づき設計・施工しました。

建物の設計に当たりボーリング調査を行っており、地下水の位置もこの調査により確認しています。地下水位置は、新町地区災害公営住宅では、地盤面より 1.45 m の深さであり、本郷地区災害公営住宅では、1.33 m の深さでありました。

その結果を受けて、新町地区、本郷地区災害公営住宅は、基礎底版の地盤面より 0.45 m の深さとし、地下水位と基礎底版の深さの差は、新町地区 1.0 m、本郷地区

0. 88mとなり、技術的には問題は無いと考えておりました。

然しながら、8月15日からの大雨により新町地区と本郷地区の災害公営住宅の地下水の上昇より基礎底版への地下水の浸透が発生し、利用者の皆さんにはご心配をおかけしました。

地下水の浸透は基礎底版部とコンクリート立ち上り部との取りあい部分より侵入したと想定しています。緊急措置として浸透水のくみ出しを行い、応急措置として周りの浸透池の浸透能力を高めるため工事を実施することといたしました。

抜本的対策としては、排水性をより高めることと、そのために必要な流末を確保することとであると考えており、来年度施工に向けて検討してまいります。

## (2) コンクリート平板舗装部分への凍上抑制改修工事

平板舗装の不陸があった事をきっかけに下部に断熱材を敷き込む工法を選択しました。

施工に当たり下層路盤及び凍上抑制層で厚さ21cmの砂利層を掘り返してその砂利層の下に断熱材を敷き込みました。

敷き込んで埋め戻したときに工事の仕方に付近住民から十分な転圧等が行われていないと言う情報が寄せられましたので、監督員、現場代理人を含めて設計図書のとおり施工し、確認した旨を住民へ説明しましたが十分な理解を得られませんでした。

そののち、断熱材の敷き込みに際し特に難しいと思われる箇所で掘り返し点検したところ砂利層の転圧等について問題は有りませんでした。断熱材の施工が適切でない部分が認められましたので、現在、同様な箇所について請負業者が修補工事を施工しているところであります。

## ① なぜこういう事態が生まれるのか

建設に当たっては、ユニバーサルデザインの持つメリット・デメリットと建設地点

における特性について、北海道の技術審査を優先し、設計コンサルや宅地造成部局との検討すべき事例が不十分であったことと、改善工事の際には、配慮すべき項目についての理解が徹底されていなかったためと考えています。

② 住民を含め、第三者のチェック機関が求められるのではないかな。

住民から、町の事務に関して、契約履行の疑義がある、不当であるなどの指摘を受け、関係者の説明を経てなお住民の納得が得られず、解決に至らない場合を想定して、現行では、監査委員の監査が実施できる旨、地方自治法に規定されています。本町では、近年における前例はありませんが、他の自治体では頻繁にありますので、監査委員の権能の範疇でどのような運用を想定されているか、ご相談をさせていただきたいと考えています。

## 一般質問答弁要旨 (令和 4 年 9 月 第 3 回定例会)

質問者 伊藤 富志夫 議員

### (質問要旨) 新型コロナ感染第7波について

- 1 発熱外来の崩壊が言われているが厚真町での医療現場は問題ないのか。
- 2 高齢者への感染を防御する、又新規感染者をできる限り抑制するため、PCR検査を強める、又抗原検査キットを事業所、学校、施設等に配布し、積極的に活用することはできないか。
- 3 陽性となっても受診できない、健康観察などの後方支援体制が求められるが、この対応は依然とかわらないのか。自治体独自の対応はないのか。

### (答弁要旨)

- 1 発熱外来の崩壊が言われているが厚真町での医療現場は問題ないのか。

町内唯一の医療機関である、あつまクリニックにおいては、令和3年4月から発熱外来を開設し、発熱者等の検査、診察を実施しているところです。新型コロナ感染症第7波においては、7月20日頃から発熱外来受診者が増えはじめ、8月末日まで、1日に最大で20人(平均6.5人/日)の検査・診療を実施しておりましたが、9月に入ってから、1日に0~3人の受診となり、落ち着いてきております。受診者の増加により、人材不足も懸念されたところですが、クリニック内で調整を行い、対応することができたと伺っています。

町としましては、クリニックから要請があった場合に、できる限りの支援を行ってまいります。

2 高齢者への感染を防御する、又新規感染者をできる限り抑制するため、PCR検査を強める、又抗原検査キットを事業所、学校、施設等に配布し、積極的に活用することはできないか。

PCR検査及び抗原検査体制につきましては、各事業所においては、それぞれのBCP（事業継続計画）及び感染予防対策に基づき実施されているものと考えております。

町内の小中学校におきましては、感染者と密に接触があった教職員または学級内に感染者が確認され、かつ学級閉鎖を行った場合の児童生徒に対して、必要に応じて抗原検査キットを配布し、検査を実施することで出勤の可否や学級閉鎖の期間を判断しております。

また、町内のこども園におきましても、感染者と密に接触があった保育士及び園児に対して、町が保管する抗原検査キットを配布し、検査を実施することで、出勤・登園の可否を判断しており、感染拡大防止を図っております。町内の小中学校・こども園のこれまでの対応は、国や北海道の指針に基づきながらも、町としてさらに踏み込んだ取り組みを行ってまいりました。

今後は、現在の検査体制の他、町内の高齢者施設、小学校、こども園につきましては、厚生労働省からの通知に基づき、北海道において高齢者施設等の全従業員に対する検査体制として「集中的実施計画」が実施される予定であり、計画の中で想定されております毎週1回の抗原検査を実施するよう依頼しております。

なお、9月26日から、全国的な全数把握の見直しが実施される予定となっておりますので、今後も国の動向に注視し、基本的な感染対策を継続するとともに、感染状況に合わせた感染拡大防止対策を構築してまいります。

3 陽性となっても受診できない、健康観察などの後方支援体制が求められるが、この対応は依然とかわらないのか。自治体独自の対応はないのか。

9月7日から療養期間の取り扱い指針が変更になったばかりですが、何れにしても「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において、新型コロナウイルス感染症は、現時点でも「2類相当」に位置付けられているため、健康観察等の措置は都道府県知事の措置として実施しており、保健所がその役割を担っています。以前は、保健所から陽性者へ主に架電による疫学調査及び健康観察が行われていましたが、現在は、全国共通システム（HER-SYS）の導入により、多くの方がシステムによる疫学調査及び健康観察となっています。疫学調査により、システム利用ができない中リスク及び高リスクとなった方、さらには、療養期間中に体調が悪化した方につきましては、保健所又は北海道から委託を受けたフォローアップセンターからの架電により健康観察を行い、必要に応じて専門外来の受診や電話診療が行われています。

町の後方支援としましては、感染拡大期に管轄（苫小牧）保健所からの要請に基づき、住民課保健師の派遣を適宜行っているところです。また、町民の方からの療養等に関する相談については、通常健康相談と同様に受け付け、必要に応じてご本人の了承を得たうえで、苫小牧保健所と連携を取りながら対応しております。

なお、一人暮らしの方など、自宅療養中の食料品の調達にお困りの方に対して、苫小牧保健所と協力して配布する食料等日用品を事前に町でストックし、必要に応じて町が代行して配布する体制を整えております。

## 一般質問答弁要旨 (令和 4 年 9 月 第4 回定例会)

質問者 橋 本 豊 議員

### (質問要旨) 農業の安定した経営について

現在農業を取り巻く環境は非常に厳しく、肥料等の高騰など、経営に大打撃をこうむっており、安定した経営の維持及び、改善に向けた気持ちも減衰してきている。このような状況の中で、国は令和4年6月から令和5年5月まで購入した肥料を対象に支援するとしているが、本町の基幹産業である農業に対して肥料に限らず農薬など全般的に高騰しているため、町としての対応はどのように考えているのか。

### (答弁要旨)

#### (肥料・飼料・燃油高騰の現状)

国際秩序への不安定に端を発した穀物需給バランスの不安定さやエネルギー、原料価格などの高騰により、様々な資材価格の上昇を招き、特に肥料価格が急騰しています。

ホクレンの発表によりますと、肥料価格高騰への対策として、61億円の激変緩和対策を実施し、値上げ幅を極力抑制しましたが、重油や労務費等の値上がりが上回り、令和4肥料年度は、令和3肥料年度対比で、平均78.5%の値上げを決定しています。配合飼料についても、ホクレン独自の高騰特別対策を実施し、1tあたり2,000円を軽減しています。燃料価格についても、国は元売り業者に対して激変緩和事業を実施し、急激な価格上昇を抑制しています。農薬については、国・道の支援策はございませんが、農林水産省が発表する農業生産資材価格指数では、令和3年末から直近の令和4年7月の比較で2%の上昇となり、価格が高止まりしていることが確認できます。



### (厚真町の農業者の声)

このような過去に例をみない資材価格の高騰化を受けて、農業者からも、経営収支が合わず先行きが不安である旨の声が、JAとまこまい広域へ多く寄せられていると伺っています。

### (国・道の支援策)

国は平成20年度に行った対策を参考に、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料購入費を対象とし、国が示した項目に沿って、化学肥料使用料の低減に取り組むことを条件とし、前年度から増加した肥料費についてその7割の支援金を交付する肥料価格高騰対策を決定しました。この対策では既に購入済みの今年の秋肥および今後発注する来年の春肥も対象としており、今後算定される価格上昇率の確定に合わせて、この秋冬に向けてJA等が申請の窓口となるとお聞きしています。

北海道は令和4年6月の補正予算で計24億円を計上して肥料や燃料、燃油の価格高騰への緊急対策を実施することとしています。うち21億円が肥料購入支援として計上され、令和4年6月から令和4年12月に合計1トン以上の化学肥料を購入した農業者に対して1トンあたり3,125円の化学肥料購入支援金を支給することを決定しています。残りの3億円は燃油高騰対策として施設園芸の省エネルギー機器導入支援、飼料高騰対策として関連機械の導入支援とされています。

飼料は輸入飼料原料の価格高騰時に補填する国の配合飼料価格安定制度が継続して発動されています。燃油高騰については、制度加入が必要ですが、A重油の全国平均価格と基準価格の差額を補填する施設園芸等燃油高騰対策も措置されています。

### (JAとまこまい広域からの要望)

しかし、緊急対策として国・道の肥料高騰対策の支援が措置されたものの、農家経営全体とし



て見ると、米価は横ばいであり和牛子牛価格は下落が止まらないなど経営収支の悪化が懸念されています。こうした状況を踏まえ、農業関係機関からも町に対して上乗せ支援を求める声が挙げられており、また、肥料以外の生産資材等における総合対策への期待が高まっているのではないかと感じています。

#### (厚真町の従来の高騰化対応)

自然災害や社会情勢などの不可抗力による農業収入の減少については、農業者の皆さまが個々に収入保険等へ加入いただき備えていただくことが必要ですが、肥料・飼料等の農業経営費の高騰については収入保険等では対応していません。

このため、過去、厚真町独自の農家に対する臨時的な措置としての高騰化対策として、国や北海道、ＪＡが行った支援に呼応して平成２０年度と令和３年度に実施した前例があります。

平成２０年度には、世界的な原油価格の上昇、中国・インドの肥料需要の増大に連動し、肥料価格が高騰した平成２０肥料年度における化学肥料・ＢＢ肥料を対象とし、国・北海道の補助金にＪＡが上乗せし、厚真町もＪＡの要望にお応えして更に上乗せを行いました。

令和３年度には、コロナ禍からの世界的な経済再開による原油価格高騰化に伴い、上昇した生産資材費、光熱水費、肥料費、飼料費の物価指数上昇分の１／２の補助を町の独自事業として行いました。

#### (ＪＡの要望を受けて厚真町としての支援策検討)

令和４年２月の農業生産資材価格指数の対前年比増高割合は、７％でしたが、直近では１０％と更に高騰化が進んでいる状況であります。未だ先行きが不透明な状況下にあつて、政府においては、食料・農業・農村基本法を見直して自給率向上を目指すとしていますが、足元にあつては、ＪＡ全中・ＪＡ全農を始めとするＪＡグループや生産者団体は、まずは、再生産が保障される適

正価格形成を最優先として要請活動を展開しています。こうした世情や各級の動きから、市場や消費者から産業として農業を正しく認識していただき、恒久対策としてはコストを販売価格へ安定して転嫁できるスキーム構築努力が求められているといえます。

然しながら、現状は緊急を要する状況にあると認識しており、国・道の補正予算編成を視野に入れながらできるだけ早い時期に、関係機関と協議の上、昨年度同様の措置を検討してまいりたいと考えています。

## 一般質問答弁要旨 (令和 4 年 9 月 第3 回定例会)

質問者 橋 本 豊 議員

### (質問要旨)

#### コロナの後遺症について

コロナウイルスがオミクロン株へと置き換わりも進み、全国的に猛威をふるっている今日ではありますが、行動制限が解除になった反面、まだまだ油断することなく、日々の感染対策をしっかりと行っていかなければなりません。

①このような状況の中でコロナの後遺症が問題になってきていると思われます。町内でも、子供がコロナに罹患し完治してからも、体のだるさ、不眠、食欲不振といった後遺症に悩まされている実例を、各学校側で把握しているものはあるか。

②前回は心のケアということで説明を頂いているが、特に罹患後の初登校に子どもたちの体調聞き取りなど、状態の把握や個別のサポートなどどのような対応をされているのか。

### (答弁要旨)

まず初めに、新型コロナウイルス感染症に関する罹患後症状いわゆる後遺症についてですが、世界保健機関（WHO）は、新型コロナウイルスに罹患した人にみられ、少なくとも2カ月以上持続し、また他疾患による症状として説明がつかないもので、通常は発症から3カ月たった時点にも見られる。症状としては倦怠感や息切れ、思考力や記憶への影響などがあり、日常生活に影響することもある。また、症状の程度は変動し、症状消失後に再度出現することもあると定義しております。

このことを踏まえて、本町における後遺症で悩まされている児童生徒の実例の有無についてお答えします。本町の各学校においては、健康観察票という各児童生徒の体温や風邪症状、その他頭痛、嘔吐などの体調管理を行うチェックシートを毎日登校時に提出

しもらい、これを活用して学級担任や養護教諭等を中心にきめ細やかな健康観察等を行い、児童生徒の状況を的確に把握しております。また、併せて体調の優れないと思われるお子さんへの声掛けや保護者からの情報・相談などから児童生徒の状況を把握することに努めております。

このような対応の中、これまで学校内において、いわゆる後遺症とみられる症状で悩まされている児童生徒は確認されておらず、また保護者からも特段の配慮が必要となるような情報・相談が寄せられていないことから、学校側で把握されている事例はないものと教育委員会は認識しております。

②次に、罹患後の初登校の子どもたちの状態の把握や個別サポートの対応状況についてですが、学校における対応は基本的に文部科学省が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や北海道保健福祉部が発表している「いわゆる後遺症について」の通知に基づき対応しております。

教職員全体で情報を共有し学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察や声掛け、保護者からの相談などにより、状況を的確に把握した上で、必要に応じてそのお子さんに負担のかからない範囲での教育活動の実施や学級担任等による教育相談、養護教諭による健康相談を実施することとしております。また、心のケアを必要とする場合は、各校に定期的に派遣されるスクールカウンセラーによる相談機会を設け、表に出にくい児童生徒の内面について把握できるよう体制を整えております。

今後も教育委員会として校長会議や教頭会議、学校訪問等を通じて、各校の状況を的確に把握しながら、学校と連携し感染症対策を徹底するとともに、心のケア等への対応に努めてまいります。

## 一般質問答弁要旨（令和 4 年 9 月 第 3 回定例会）

質問者 秋 永 徹 議員

### （質問要旨） 道道の維持補修について

道道235号線（上幌内早来停車場線）の維持補修については、厚幌ダム建設や胆振東部地震の災害復旧で、大型車両の通行により、かなり道路が傷んでいる。以前に、町長は、ダム建設後に道路の補修を要請していた経緯がありますが、今現在、どのような状況ですか。どのようなお考えですか。

### （答弁要旨）

町内の道道は10路線、延長89.5kmありますが、昨今の極端な寒暖差に加えて北海道胆振東部地震の復旧工事で多くの大型車両が通行している影響もあり、全町的に路面の損傷が進んでおります。

特に、道道235号線（上幌内早来停車場線）は、老朽化による劣化に加え、厚幌ダム建設や災害復旧工事で大型の工事車両が集中したため、道路の不陸や損傷が著しく、道路を管理する北海道には、維持補修に対する早期の対応を要請してまいりました。

また、この路線については、交通安全対策上からも曲線緩和や視距確保のため、路線全体の整備を要望しています。整備済みの区間は、桜丘から吉野にかけての一部区間と富里浄水場付近が完成しており、現在は、幌内橋付近の整備工事と、マッカウス沢までの調査設計が進められています。また、松浦橋付近では、道路の縦断修正が計画されています。

然しながら、北海道の財政状況を鑑みれば、この路線の整備について、区間を限定した局所的な整備を順次進めるとの方針を覆し、早期の整備を期すのは難しいと考えており、このような状況から、当面は維持補修への対応を強化してもらうことが現実的であると考えています。

これまでも、被災地３町による要望などで、早期の維持補修対応を北海道に要請してまいりましたが、今後も引き続き、維持補修予算の確保並びに松浦橋の改築等を粘り強く要請してまいります。

## 一般質問答弁要旨 (令和 4 年 9 月 第 3 回定例会)

質問者 秋 永 徹 議員

### (質問要旨) 町河川改修について

8月15日から16日にかけての低気圧通過に伴い90ミリを超える大雨になった。町河川のハビウ川とチケッペ川水位上昇により流域の高丘地区と本郷地区に避難指示が気象庁から発令されたところです。また、全町的にも施設被害・農作物被害など数多く発生しました。

特に、ハビウ川は、胆振東部地震での山腹崩壊で山林の保水力の低下が著しく、雨が降ると急に増水する。狭小で原始河川に近いハビウ川の河川改修が必要だと思います。また、チケッペ川の部分的な河川改修も必要だと思うがどのような対策を考えているか。

### (答弁要旨)

北海道胆振東部地震では大規模な山腹崩壊の影響は、秋永議員のご指摘のとおりであると考えています。

一方、治水対策の面では厚幌ダムの復旧が終わり、厚真川の暫定改修も完了したことにより、厚真川本流の氾濫の危険性が減少し、これに伴い支流河川の排水性も向上しておりますが、8月15日から16日にかけての大雨では、ハビウ川は数箇所河岸損壊が発生し、またチケッペ川では一部区間で河川からの越流が発生しました。ハビウ川について、河岸損壊箇所は災害復旧事業での復旧を計画しており、また流水を阻害している河畔林の伐採を予定しております。

今回は河川改修についてのご質問ですが、まず、ハビウ川に関してお答えします。河口に当たる厚真川合流点から上流約800mの区間の実現可能性を検討しているところではありますが、事業規模で10億程度はかかると想定され、財源や事業要件の検討、更に松浦橋を含む道道及び厚真川管理者である北海道との協議調整が必要であります。北海道への要望は続けていますが、具



体的な手ごたえや計画案をお答えするにはもう少しお時間をいただきたいと思います。

チケッペ川については、流水を阻害している狭さく部分の開削や堆積した土砂の浚渫、また支障木を伐採することで流下能力の向上を図ってまいります。

## 一般質問答弁要旨 (令和 4 年 9 月 第 3 回定例会)

質問者 下 司 義 之 議 員

### (質問要旨)

#### 浜厚真地区の観光振興

浜厚真地区はサーフィン、サッカーを中心に年間入り込みが8万人ほどと言われており、町内屈指の観光スポットとなっている。厚真町立地適正化計画にも交流拠点として位置づけられた浜厚真野原公園を含む海岸部の開発方針を問う。

### (答弁要旨)

浜厚真地区の野原公園サッカー場は、平成 18 年に個人からの寄付を原資に整備されました。また町では、かねてより町外から多くの利用がある沿岸地域を町の活性化につなげようと、平成 21 年に若手職員をメンバーとする「臨海施設ゾーン活性化プロジェクトチーム」を編成し、沿岸地域の環境整備等に取り組んでまいりました。このプロジェクトチームは、既に解散していますが、彼らの活動をきっかけに浜厚真海岸の町道やトイレのリニューアル、ライブカメラ、案内看板の設置といった環境整備が進んだほか、販売イベントや環境美化活動など様々な取り組みが実施され、現在の賑わいに繋がっています。

平成 22 年 12 月にはプロジェクトチームが中心となって「厚真町臨海施設ゾーン活性化基本計画」を策定し、沿岸地域一帯の理想的な将来像について青写真や整備に向けた基本的な方針を明らかにしました。

#### <「基本計画」における基本方針4つの柱>

- ① 施設整備によりスポーツ・レクリエーションエリアを形成し、交流人口増加を図る。
- ② 包括的なエリア整備により臨海施設ゾーンの魅力化を図る。

③ 情報発信により知名度向上を図る。

④ 利用者の滞留時間を増加させ、経済消費活動につなげる。

<「基本計画」における臨海施設ゾーン整備案>

① サンドビーチ・バギーコース（海岸整備）

② グラスビーチ（芝生広場の整備）

③ サッカーの杜（サッカー場の整備）

④ サービスゾーン（商業施設等の整備）

⑤ キャンプの杜（キャンプ場の整備）

一方、沿岸地域一帯は、都市計画法によって苫東地域は「工業専用地域」に、野原公園は「準工業地域」に、それ以外は「市街化調整区域」に指定されており、土地利用や開発行為に制約があるほか、沿岸地域全体の津波防災減災対策や季節による利用者数の偏りなど、その開発や施策への取り込みにあたっては一定のハードルや課題もございます。

こうした状況にありながらも、沿岸地域の利用者は、浜厚真でのサーフィンやバギー、野原公園のサッカーなどを中心に年間推計延べ8万人程度で推移しており、特に行動制限の影響がなかったこの夏は、サーフィンイベントが盛り上がりを見せ、規模の大きなサッカー大会も複数開催されるなど、道内外の多くの方々にご活用いただいています。

このように町外から多くの方々にご活用いただいている沿岸地域ですが、フェリーターミナルやインターチェンジなど重要な交通拠点としての機能も有しており、今後の環境整備如何によってさらなる交流人口の拡大が期待できる観光エリアとしてのポテンシャルを有した地域であると評価しています。

胆振東部地震からの復興に軸足を移していくこれからの本町にとって、沿岸地域の観光復興や環境整備は、より多くの方々に本町の魅力を感じていただくことにもつながり、

復興を後押しする意味でも大変有意義であります。これを機に、改めて「厚真町臨海施設ゾーン活性化基本計画」を再検証しながら、差し迫る海溝型巨大地震による津波防災減災対策等も含め、沿岸地域一帯の整備方策について具体的な検討を進めてまいります。

## 一般質問答弁要旨 (令和 4 年 9 月 第 3 回定例会)

質問者 下司 義之 議員

### (質問要旨)

厚真町は道内屈指のサーフスポットとして人気があり、中にはサーフィンを移住の動機とされている方もいる。最近では、小学校を対象としたサーフィン体験も教育委員会で行われているが、その実態と今後の取組み方針を問う。

### (答弁要旨)

サーフィン体験は、令和2年度から町内の小学4年生を対象に浜厚真海岸で年1回、ふるさと教育の授業として行っています。ふるさと教育は、小中一貫教育の柱の1つであり、「厚真の未来を語れる子ども」の育成を目指し、地域の教育資源を活かした体験的な教育活動を実施しています。小学4年生のふるさと教育における目標は、厚真町の自然や地域の人々の生活について探求することであり、その一環としてサーフィンの体験を通して、厚真町の自然の特徴や魅力を学びます。サーフィン体験は、技術指導だけでなく海での安全対策や自然に左右されるスポーツの特徴、浜厚真海岸が道内有数のサーフスポットであることなど様々な観点から学びを深めています。

体験の際の指導や安全対策では、町内などのサーファーの方々にボランティアとして協力をいただいています。

教育委員会では、今後も「ふるさと教育」におけるサーフィン体験を継続してまいりますとともに、これらの取組が幅広い世代の方に厚真町のサーフィンの魅力の情報発信につながればと考えております。